（保安活動の改善）

第五十二条　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　予防処置に当たっては、自らの第一種廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　［略］

（線量等に関する措置）

第五十四条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、第一種廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3　［略］

（第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、第一種廃棄物埋設施設の保全に従事する者に第一種廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　［略］

三　第一種廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3　［略］

（第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第五十八条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　［略］

二　前号の評価の結果を踏まえて、第一種廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2　［略］

（保安活動の改善）

第五十二条　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　予防処置に当たっては、自らの廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　［同上］

（線量等に関する措置）

第五十四条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3　［同上］

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　［同上］

三　廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3　［同上］

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第五十八条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　［同上］

二　前号の評価の結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2　［同上］